

平成 19 年度決算における健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、平成 20 年度決算からは、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を、いずれも議会の議決を経て定める必要があります。

香美町においては、平成 19 年度決算における実質公債費比率が早期健全化基準を上回っているため、早期改善に向けた取り組みを進めています。

また、公立香住総合病院事業企業会計においても、平成 19 年度決算における資金不足比率が経営健全化基準を上回っているため、早期改善に向けた取り組みを進めています。

健全化判断比率

区分	平成 19 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	13.69%	20.0%
連結実質赤字比率	－	18.69%	30.0%
実質公債費比率	27.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	271.7%	350.0%	定められていない

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「－」を記載しています。

資金不足比率

会計の名称	平成 19 年度決算	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	－	20.0%
下水道事業企業会計	－	20.0%
町立地方卸売市場事業特別会計	－	20.0%
国民宿舎事業特別会計	－	20.0%
宅地造成事業特別会計	－	20.0%
公立香住総合病院事業特別会計	51.8%	20.0%
上水道事業企業会計	－	20.0%

(注) 資金不足額がない場合は、「－」を記載しています。